

# 新旧対照表

## 土木工事施工管理基準の一部改正

新							旧								
品質管理基準及び規格値							品質管理基準及び規格値								
1 セメント・コンクリート							1 セメント・コンクリート								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	ハッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	ハッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)	試験成績表等による確認		
				連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)									
	施工	必須	塩化物総量規制	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	必須	塩化物総量規制	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	試験成績表等による確認	
				JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。								
	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上の施工実施要領」(平成14年8月28日付け土第10141号)	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。) ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上の施工実施要領」(平成14年8月28日付け土第10141号)	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	試験成績表等による確認	
					単位水量測定	レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まず、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内であることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。			示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。				
					スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランプ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミキストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。			・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)				
					コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回			・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)				
					空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時			・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)				
					その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。			コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。) ・コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。			
コアによる強度試験					JIS A 1107	設計基準強度	品質に異常が認められた場合に行う。								
コンクリートの洗い分析試験					JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。								
追加					スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランプ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミキストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。			示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。				

# 新旧対照表

## 土木工事施工管理基準の一部改正

新								旧								
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値								
2.3 覆工コンクリート(NATM)								2.3 覆工コンクリート(NATM)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)		23 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		細骨材の表面水率試験			JIS A 1111	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		粗骨材の表面水率試験			JIS A 1125	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)				スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)	
			単位水量測定	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1)当日りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2)回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。				単位水量測定	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1)当日りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2)回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	鉄筋は打設1日につき2回(午前、午後)その他は打設1日につき1回行う。 尚、テストピースは打設場所から採取1回につき6個(7,3本、28,3本)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	鉄筋は打設1日につき2回(午前、午後)その他は打設1日につき1回行う。 尚、テストピースは打設場所から採取1回につき6個(7,3本、28,3本)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)				塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時 品質に異常が認められた場合に行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時 品質に異常が認められた場合に行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。(この場合、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。)	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。					コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。					コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
24 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上の施工実施要領」(平成14年8月28日付け土第10141号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		24 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上の施工実施要領」(平成14年8月28日付け土第10141号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。				
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受け場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ粗骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受け場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受け場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ粗骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受け場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			

追加